

II 教務関係事項(博士前期課程)

1 履修案内

1. 博士前期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記の修了に係る要件を満たすものとする。

(1) 博士前期課程

- 1 当該課程に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

(2) 博士前期課程(分子イメージング教育コース)

- 1 当該課程に2年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

2. 授業科目の履修について

博士前期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員はP11～P14のとおりです。

3. 履修の届出について

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期(前期、後期)に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければなりません。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して各自行うこととします(履修登録のない科目の単位修得は認められません)。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認してください。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めません。

但し、登録内容の誤りなどで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して変更等することができます。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生担当へ申し出てください。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して取消することができます。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、平成27年度シラバスに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL:http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syllabus_link.html

4. 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず、特別研究及びセミナーの授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

5. 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。

なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

6. 成績及びGPA

成績の評価は、下表のとおり表記します。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合については、F（不合格）とします。

成績の評語及びグレード・ポイント（GP）

評語	GP	評点	基準等
A+	4	100～90点	合格（単位修得）
A	3	89～80点	
B	2	79～70点	
C	1	69～60点	
F	0	59点以下	不合格
W	対象外	付さない	履修登録後、履修取消期間等に取消を行った場合
認定	対象外	付さない	既修得単位による単位認定等を受けた場合
修了	対象外	付さない	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたい場合、又は一定の到達度をもって評価し単位をする場合
未修得	対象外	付さない	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格（単位を授与しない）とする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{\text{（履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP）の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

おって、修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム（WEB）により通知しますので、各自確認を行ってください。確認方法及びその時期については、掲示により周知を行います。

7. 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあっては、10月末までに）薬学系教務学生担当へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。

- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系教務学生担当へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

8. 学位論文の評価基準

学位（修士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 論文記載の主な研究成果については、本人が得たものであることを証明でき、質・量ともに担保されていること。
- 2 論文記載の研究成果に、新規性・進歩性が認められ、当該研究領域のさらなる進展に貢献するものであること。
- 3 論文形態・書式が当該論文分野の関連専門雑誌の投稿理念・規定に倣っていること。

9. 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等を含む）の授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。

10. 入学前の既修得単位の認定について

博士前期課程の学生が、大学院に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、認定を受けなければなりません。

11. 他大学の大学院等への研究指導委託生の派遣について

博士前期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）又は研究所等において必要な研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。

12. 薬学部授業科目に係る科目等履修生制度について

博士前期課程の学生は、科目等履修生制度により、薬学部授業科目を履修し、単位を修得することができます。履修を希望する授業科目の開講期の始めに、所定の様式により、薬学系教務学生担当に願い出てください。願い出の受付期間は、各期のWEB履修登録期間と同じです。

なお、薬剤師国家試験受験資格を取得するために指定科目の履修を願い出る場合は、8単位を上限とします。詳細については、薬学系教務学生担当にてご確認ください。

13. 修士課程医歯科学専攻との相互履修科目について

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に規定される修士課程医歯科学専攻の開講授業科目について、4単位を上限として、修了要件単位に算入することができます。履修を希望する場合は、所定の様式により指導教員の承認を受けて、教務学生担当へ提出してください。

Ⅲ 教務関係事項(博士後期課程)

1 履修案内

1. 博士後期課程 修了認定の基準

修了認定の基準は、下記の修了に係る要件を満たすものとする。

(1) 博士後期課程

- 1 当該課程に3年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、16単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

(2) 博士後期課程(分子イメージング教育コース)

- 1 当該課程に3年以上在学すること。ただし、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科薬科学専攻における授業科目に関する細則に従い指導教員の指導により、24単位以上を修得すること。
- 3 必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査に合格すること。
- 4 最終試験に合格すること。

2. 授業科目の履修について

博士後期課程で開設している授業科目、単位数、担当教員はP27～P30のとおりです。

3. 研究方法論基礎及び応用の開講について

研究方法論基礎及び応用(各2単位)の開講予定については、P31を参照してください。

4. 履修の届出について

(1) 履修登録

学生は、学年の始めに示される授業時間割表及びシラバス等により立てた履修計画に基づき、各期(前期、後期)に履修しようとするすべての授業科目を履修登録しなければなりません。履修登録は、指定された期間中に学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して各自行うこととします(履修登録のない科目の単位修得は認められません)。履修登録後は、登録された履修科目が各自の計画どおり登録されているか必ず確認してください。

(2) 履修科目の変更及び中途よりの履修

履修登録後は履修科目の変更及び中途よりの履修は原則として認めません。

但し、登録内容の誤りなどで、履修科目の追加又は変更を希望する場合は、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して変更等することができます。

(3) 履修科目の取消

履修登録した科目を途中で履修することができなくなった場合は、直ちに薬学系教務学生担当へ申し出てください。

なお、履修登録の取り消しについても追加・変更同様、指定された期間中に限り、学内のコンピュータ端末の学務システム(WEB)を利用して取消しすることができます。

【シラバス】

各授業科目の概要・授業計画等は、平成27年度シラバスに掲載してありますので、各自、パソコンで確認してください。

URL:http://www.okayama-u.ac.jp/tp/student/syllabus_link.html

5. 修得単位の認定

各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行います。

上記にかかわらず、課題研究の授業科目については、平素の成績により、単位の修得を認定することがあります。

6. 成績評価基準

医歯薬学総合研究科博士後期課程薬科学専攻における成績評価は、試験、授業における発表・討論などへの取り組み、レポート、小テストなど、総合的に評価して行います。

そして、この総合評価に基づき、60点を単位認定基準とします。

なお、成績評価に関する学生の質問及び疑問等には、適切に対応するものとします。

7. 成績及びGPA

成績の評価は、下表のとおり表記します。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の資料を欠く場合についてもF（不合格）とします。

成績の評語及びグレード・ポイント（GP）

評語	GP	評点	基準等
A+	4	100～90点	合格（単位修得）
A	3	89～80点	
B	2	79～70点	
C	1	69～60点	
F	0	59点以下	不合格
W	対象外	付さない	履修登録後、履修取消期間等に取消を行った場合
認定	対象外	付さない	既修得単位による単位認定等を受けた場合
修了	対象外	付さない	授業の特殊性に鑑み、評点により評価しがたい場合、又は一定の到達度をもって評価し単位をする場合
未修得	対象外	付さない	修了の評語をもって合格の評価とする授業科目で、不合格（単位を授与しない）とする場合

また、次の算式により、GPAを算出します。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{当該授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

おって、修得済み単位及びその成績評価並びにGPAについては、学務システム（WEB）により通知しますので、各自確認を行ってください。確認方法及びその時期については、掲示により周知を行います。

8. 研究指導の計画

各学年の始めに、実際の指導教員が「研究指導計画書」（別紙の様式）を作成し、指導する各学生に交

付します。研究計画を自身で立て、下記作成要領に従い、指導教員から「研究指導計画書」の交付を受けてください。

また、交付を受けた「研究指導計画書」をコピーし、それを4月末までに（10月入学者にあつては、10月末までに）薬学系教務学生担当へ提出してください。

【作成要領】

- 1 学生本人が研究指導計画書（Word文書ファイル）の「研究計画」欄を入力する。または、出力した研究指導計画書に自書する。
- 2 学生本人より、研究指導計画書（Word文書ファイル）を実際の指導教員へメール等で提出する。「研究計画」欄を学生が自書した場合は、「研究計画」欄を記入済みの研究指導計画書を指導教員へ提出する。
- 3 指導教員は、研究指導計画書を入力・完成させ、出力のうえ、当該学生へ交付する。入力済みの研究指導計画書（Word文書ファイル）は、指導教員が保管する。
- 4 研究指導計画書の交付を受けた学生は、「学生氏名」欄を自署のうえ、そのコピーを薬学系教務学生担当へ提出する。コピー元の研究指導計画書は、学生本人が保管する。

9. 学位論文の評価基準

学位（博士）論文は、以下の基準により評価します。

- 1 主たる論文内容が申請者の研究結果であること
- 2 論文内容が質・量ともに担保されていること
- 3 新規性・進歩性が認められ、当該研究領域のさらなる進展に貢献するものであること
- 4 論文形態・書式が当該論文分野の関連専門雑誌の投稿理念・規定に倣っていること

10. 他大学の大学院の授業科目の履修について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。なお、履修した単位は、10単位を限度として修了に必要な単位として認定することができます。

11. 他大学の大学院等への研究指導委託生の派遣について

博士後期課程の学生が、他大学の大学院（外国の大学院等を含む）又は研究所等において研究指導を受けようとするときは、所定の様式により指導教員の承認を受けて、研究科長に願い出て、許可を得なければなりません。派遣期間は1年以内です。ただし、必要な手続きを経て承認された場合は、延長することができます。

12. 薬学部授業科目に係る科目等履修生制度について

博士後期課程の学生は、科目等履修生制度により、薬学部授業科目を履修し、単位を修得することができます。履修を希望する授業科目の開講期の始めに、所定の様式により、薬学系教務学生担当にて願い出てください。願い出の受付期間は、各期のWEB履修登録期間と同じです。

なお、薬剤師国家試験受験資格を取得するために指定科目の履修を願い出る場合は、別途指定された期間に申請が必要です。詳細については、薬学系教務学生担当にてご確認ください。